



三重県公報

令和3年2月24日 (水)

第 185 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
32	三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
33	森林組合法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	17
人 事 委 規 则			
	三重県人事委員会規則7-1 (三重県職員退職手当支給条例施行規則) の一部を改正する規則	(人事委員会)	19
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	19
	三重県人事委員会規則11-0 (勤務条件に関する措置の要求に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	20
	三重県人事委員会規則11-1 (不利益処分についての審査請求に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	20
	三重県人事委員会規則11-2 (公務災害補償の審査に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	21
	三重県人事委員会規則12-5 (職員団体の登録及び法人となる旨の申出に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	22
人 事 委 ・ 教 育 委 規 则			
3	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	22
4	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	23
5	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	(同)	26
6	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(同)	26
人 事 委 細 则			
	三重県人事委員会細則6-5-1 (職員の任用に関する細則) の一部を改正する細則	(人事委員会)	29
	三重県人事委員会細則11-1-1 (公平審理の手続等に関する細則) の一部を改正する細則	(同)	32
	三重県人事委員会細則11-2-1 (公務災害補償の審査に関する細則) の一部を改正する細則	(同)	32
告 示			
122	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	32
公 告			
	軽油引取税に係る特約業者の指定	(税収確保課)	33
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(同)	33
	建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築開発課)	33
	開発行為に関する工事の完了	(同)	33

規則

三

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第三十一号

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

加入等申込書

年 月 日

三重県知事宛て

(加入等申込者)

氏名 _____

三重県心身障害者扶養共済条例に基づき、三重県心身障害者扶養共済制度に加入をした
いので、関係書類を添えて申し込みます。

加入等申込者	フリガナ			男 ・ 女	生年 月日	年 月 日
	氏名					
心身障害者※	住所	〒			心身障害者との続柄	
	フリガナ			男 ・ 女	生年 月日	年 月 日
	氏名					
口数追加		する・しない				
現在共済制度に加入の有無		有(加入番号)・無				

※本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

他制度からの転入者の記載欄	従前の地方公共団体名	加入番号	加入年月日(口数追加)		
			年 月 日	(年 月 日)
			年 月 日	(年 月 日)

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し。ただし、加入申込者又はその扶養する心身障害者が県内に住所を有する場合は、その者に係る住民票の写しの添付を省略することができます。
- 2 申込者(被保険者)告知書
- 3 障害証明書(第3号様式)
- 4 年金管理者を指定する場合は、年金管理者指定届書(第4号様式)

(注) 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。

確認欄	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	

(規格A4)

食道・胃腸・すい臓	胃かいよう性大腸炎・十二指腸かいよう炎	眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病気・角膜の病気
肝臓・胆のう	肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害	がん・しゅよう	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ボリープ
その他	糖尿病(※2)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・子宮筋腫・子宮内膜症・卵巢のう腫・乳腺症		
<p>④過去5年以内に、上記③以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。</p> <p>⑤現在身体に障害はありますか。【はい】の場合は、該当するところを○で囲んだうえ、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。</p>			
身体の障害形態	機能障害	左・右・両手・足・左足・右足	発症時期
	欠損	左・右・足・左足・右足	障害の原因
	変形	左・右・足・左足・右足	部位・程度等
			障害程度
<p>【詳細記入欄】 上記①～④に【はい】があつた場合には、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。その内容が「高血圧症(※1)」・「糖尿病(※2)」の場合は、数値等も記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。</p>			
病気やけがの名前・検査結果	【はい】をつけた該当番号	1・2・3・4	1・2・3・4
	病気やけがの名前・検査結果	年　月から　年　月	年　月から　年　月
	診察・検査・治療・投薬を受けた期間	検・看(　　)	検・看(　　)
	入院の有無・期間	入院(　　)	入院(　　)
手術の有無(手術の名前、または内容・部位)	完治	完治	
	経過観察中	経過観察中	
症状経過	検査終了(異常なし)	検査終了(異常なし)	
	・(経過観察中)	・(経過観察中)	
<p>入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名</p>			
(※1) [高血圧症の場合は記入してください] 最近の血圧 最大 mmHg 最小 mmHg		(※2) [糖尿病の場合は記入してください] 最近の空腹時血糖値 治療方法 (　　)	

第六号様式「印」及び「注 記名押印に代えて署名することができます。」を追加。
第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第4条関係）

加入番号

掛金減額（免除）申請書

年 月 日

三重県知事宛て

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次の理由により掛金の減額を申請します。

申請理由	1 生活保護法第6条第1項にいう被保護者である。 2 県民税及び市町村民税を課せられていない世帯である。 3 県民税及び市町村民税の所得割を課せられていない世帯である。 4 天災その他特別の事由がある。 [具体的に記入すること。]					
加入者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	職業（勤務先）	前年の所得額	県、市町村民税
		本人	歳		円	非課税・均等割 所得割
						非課税・均等割 所得割
						非課税・均等割 所得割
						非課税・均等割 所得割
市町長の意見	上記のとおり証明します。 年 月 日 (市町長名) 印					

注 「申請理由」欄及び「県、市町村民税」欄については、該当事項を○で囲んでください。
 (規格A4)

第七号様式中「㊿」及び「3 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。
第八号様式を次のように改める。

第8号様式（第4条関係）

加入番号	
------	--

掛金減額（免除）理由消滅届書

年 月 日

三重県知事宛て

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

次のとおり掛金の減額（免除）理由が消滅したので届け出ます。

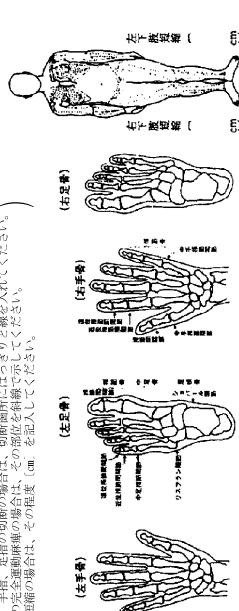
消 滅 事 項	<p>1 生活保護法第6条第1項にいう被保護者でなくなった。 2 県民税及び市町村民税を課せられていない世帯に属する者でなくなった。 3 県民税及び市町村民税の所得割を課せられていない世帯に属する者でなくなった。 4 その他特別の事由に該当しなくなった。 〔具体的に記入すること。〕 </p>
減額（免除）理由消滅年月日	年 月 日
市町長の意見	年 月 日より規則第4条第1項第 号に該当しなくなった。 年 月 日 (市町長名) 印

注 「消滅事項」欄については、該当事項を○で囲んでください。

(規格A4)

第九号様式中「㊿」及び「注 記名押印に代えて署名することができます。」を削除。
第十一号様式を次のように改め。

障害診断書									
1 氏名	男 女	2 生年月日	明治 大正 昭和 平成 合和	年 月 日					
3 損害の種類	1両眼の視力を全く失へたもの 2両耳の聴力を全く失へたもの 3その他の機能を全く失へたもの 4両上肢を脇筋以上で失したもの 5両下肢を脇筋以上で失したもの 61上肢を脇筋以下で失かつ、 1下肢を脇筋以下で失つたもの 7両上肢の力を全く失へたもの 8両下肢の力を全く失へたもの 910手足をまだそのままの力を全く失へたものの 10両耳の聴力を全く失へたもの								
4 傷病名									
5 4 の原因									
6 損害の部位									
7 以前にあつた身体障害									
14 今回の受傷（発病）から初診までの経過、初診時の主訴・所見およびその後の経過、障害状態の詳細									
15 視力障害	裸眼視力・矯正視力 () その理由 () 残正不能・不適の場合は ()								
16 聴力障害	評定する項目に○印 周波数 500Hz 左()右()AB a 難聴レベル ()dB b 聴力損失 ()dB 採査計測日 年 月 日								
17	(「記入欄 A～C のうち該当する項目に○印をしてください」) A 食生活や飲食による栄養状態がよくない B がむ食または二に分する程度の飲食物であれば食べられない C 飲食量が少ないと感じる								
18 損当子が2月に日本をしくじりました。	(原因) A 英語能のうち失った音はよろずの他の助動動作がうりで可 B 中国語能も失った音はよろずの他の助動動作がうりで可 C 言語能の障害が輸出業者の発音により発音の機能がうりで可 D その他 () (原因) A 英語能のうち失った音はよろずの他の助動動作がうりで可 B 中国語能も失った音はよろずの他の助動動作がうりで可 C 言語能の障害が輸出業者の発音により発音の機能がうりで可 D その他 ()								
19 運動機能の場合は、四肢の屈曲度(度)を記入してください。									
20 手指 (左手)	第1指 伸展度 () 弯曲度 () 第2指 伸展度 () 弯曲度 () 第3指 伸展度 () 弯曲度 () 第4指 伸展度 () 弯曲度 () 第5指 伸展度 () 弯曲度 () ○印箇印の運動範囲についてには、障害の度合いによっては、正常の運動範囲に記載して下さい。 正常の運動範囲に記入願います。								
21 部位 (右腕)	肩 関節 () 肘 関節 () 腕 関節 () 手 指 () 腕 関節 () 腹 関節 () 膝 関節 () 足 指 () 腹 関節 () 足 関節 () 上部肢筋群を自動運動範囲と記入願います。								
22 回復の可能性と症状の固定についての意見									
手術名									
上記のとおり診断します。									
病院又は診療所等の所在地	所在地 名称 医師氏名								
上記のとおり診断します。									
規格 A 3)									



第十11号様式を次の通りに改める。

第13号様式（第6条関係）

加入番号	
年金証書番号	

加入等証書再交付申請書

----- 年 月 日

三重県知事宛て

氏名 -----

加入

三重県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を亡失（損傷）したので、再交付を申請します。
年 金

再交付を申請する証書		加入証書・口数追加証書・年金証書		
証書の交付を受けた年月日		年 月 日		
加入者	フリガナ	男 ・ 女	生年 月日	年 月 日
	氏名			
心身障害者	住 所	〒 (電話) - - - -)	心身障害者との続柄	年 月 日
	フリガナ	男 ・ 女	生年 月日	
年金管理者	氏名			住 所
	フリガナ	氏名	生年 月日	年 月 日

注 損傷した証書は添付してください。

(規格A4)

第十四号様式から第十六号様式までの規定中「㊞」及び「注 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

第十七号様式及び第十八号様式を次のように改める。

第17号様式（第9条関係）

加入番号	
年金証書番号	

住所（氏名）変更届書

年 月 日

三重県知事宛て

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり住所（氏名）を変更したので、三重県心身障害者扶養共済条例第22条の規定により届け出ます。

届出内容	住所の変更・氏名の変更		変更年月日	年 月 日
住所(氏名)を 変更した者	1 加入者	2 心身障害者	3 年金受給権者	4 年金管理者
旧	フリガナ		〒 (電話 — — —)	
	氏名			
新	フリガナ		〒 (電話 — — —)	
	氏名			

注 年金受給権者又は年金管理者が氏名を変更した場合は、三重県心身障害者扶養共済年金証書を添付してください。

(規格A4)

第18号様式（第9条関係）

加入番号	
年金証書番号	

死亡（重度障害）届書

年 月 日

三重県知事宛て

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

次の者が死亡した（重度障害の状態となった）ので、三重県心身障害者扶養共済条例第22条の規定により届け出ます。

死亡 となつた者 と なつた者 は 重 度 障 害	区分	1 加入者	2 心身障害者	3 年金受給権者	4 年金管理者
		フリガナ			
	氏名				
死亡又は重度障害の別		死亡・重度障害			
死亡又は重度障害となった年月日		年 月 日			

添付書類

年金受給権者が死亡した場合は、三重県心身障害者扶養共済年金証書及び年金受給権者の消除された住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本）。ただし、年金受給権者が県内に住所を有する場合は、住民票の写しの添付を省略することができます。

(規格A4)

第十九号様式から第一十一号様式までの規定中「(四)」及び「注 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に改正前の三重県心身障害者扶養共済条例施行規則(次項において「旧規則」といふ。)の規定に基づいて提出されている申込書、告知書その他の書類は、改正後の三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の規定に基づいて提出された申込書、告知書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

森林組合法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和二年一月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十三号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則(昭和五十四年三重県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第三号様式の二中「(四)」を削る。

第四号様式及び第五号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第五号様式の二中「(四)」を削る。

第六号様式及び第七号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第七号様式の二中「(四)」を削る。

第八号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第八号様式の二から第八号様式の四までの規定中「(四)」を削る。

第十号様式から第十四号様式までの規定中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第十六号様式その一中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第十六号様式その二中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に、「(設立委員全員の住所及び氏名を記載し、押印すること。)」を「(設立委員全員の住所及び氏名を記載すること。)」に改め、「(四)」を削る。

第十七号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改める。

第十八号様式及び第十九号様式中「(四)」を削る。

第二十号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式（第24条関係）

取消し請求同意書

私達 森林組合員（生産森林組合員、森林組合連合会員）は、森林組合法第115条の規定により、森林組合（生産森林組合、森林組合連合会）の について、三重県知事に対し取消しを請求することに同意します。

年 月 日

住 所	氏 名
~~~~~	
~~~~~	
正組合員（正会員）計 人	
請求日現在総組合員数 人	(内訳 正組合員（正会員） 人 准組合員（准会員） 人)

第二十一号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 答て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際に三重県知事に対して提出されている改正前の森林組合法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づく申請書等は、改正後の森林組合法施行細則に基づく申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和四十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。

「
〔 様式第一の二中 〔 作成者の職名、氏名及び印 〕 を 〔 作成者の職名及び氏名 〕 に、「作成者 〕」

の職名、氏名及び印」を「作成者の職名及び氏名」に、「記入した上、押印する。」を「記入する。」に改める。

様式第一の三、様式第一の四、様式第一の八、様式第一の九及び様式第一の二中「回」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 附 則 1 〔 9 (略) 〔 試験防疫業務手当の特例)	1 附 則 1 〔 9 (略) 〔 試験防疫業務手当の特例)
10 条例附則第八項の人事委員会規則で定める期間 は、令和二年一月一日から令和四年一月三十日 までとする。	10 条例附則第八項の人事委員会規則で定める期間 は、令和二年一月一日から令和三年一月三十日 までとする。
11 条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務 は、次に掲げるものとする。 一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータ	11 条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務 は、次に掲げるものとする。 一 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイ

12 14	コロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。 以下この項において「感染症」という。（）の患者が療養する宿泊施設又はこれに準ずる施設として人事委員会が認めるもの（以下この項において「宿泊施設等」という。）において患者に接して行う診療又は看護	12 14	ルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において「感染症」という。（）の患者が療養する宿泊施設又はこれに準ずる施設として人事委員会が認めるもの（以下この項において「宿泊施設等」という。）において患者に接して行う診療又は看護
12 14	（略）	12 14	（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和三年一月一日から適用する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一一〇（勤務条件に関する措置の要求に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則一一〇（勤務条件に関する措置の要求に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則一一〇（勤務条件に関する措置の要求に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤務条件に関する措置の要求）	（勤務条件に関する措置の要求）
第二条 （略）	第二条 （略）
2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には次の各号に掲げる事項を記載し、正副各一通を適切な資料（以下「添付資料」という。）と共に人事委員会に提出しなければならない。	2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が記名押印して正副各一通を適切な資料（以下「添付資料」という。）と共に人事委員会に提出しなければならない。
3 一・四 （略）	3 一・四 （略）
3・4 （略）	3・4 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則一一一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則一一一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則一一一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（審査請求書）	（審査請求書）
第四条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第四条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求人が記名押印をしなければならない。
2 一・十 （略）	2 一・十 （略）
2 請求人が代理人によつて審査請求をする場合は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名、住所及び職又は職業	2 請求人が代理人によつて審査請求をする場合は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名、住所及び職又は職業

		を記載しなければならない。		
3	3	(略)	3	を記載し、当該代理人が記名押印をしなければならない。
	2	(口述書の提出要求)	2	(口述書の提出要求)
第四十二条	(略)		第四十二条	(略)
3	3	(略)	3	(略)
	2	第一項の口述書には、証人が署名しなければならない。	2	第一項の口述書には、証人が記名押印をしなければならない。
	3	(調書)	3	(調書)
第五十二条	(略)		第五十二条	(略)
2	2	人事委員会は、口頭審理調書、準備手続調書又は審尋調書をそれぞれ口頭審理、準備手続又は審尋を行つた日ごとに作成するものとし、当該調書には当該審理を行つた人事委員会の委員又は審査員が署名しなければならない。	2	人事委員会は、口頭審理調書、準備手続調書又は審尋調書をそれぞれ口頭審理、準備手続又は審尋を行つた日ごとに作成するものとし、当該調書には当該審理を行つた人事委員会の委員又は審査員が記名押印しなければならない。
3	3	(略)	3	(略)
	2	(裁決)	2	(裁決)
第五十四条	(略)		第五十四条	(略)
2	2	裁決書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会の委員が署名しなければならない。	2	裁決書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会の委員が記名押印しなければならない。
一〇四	一〇四	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一一一一（公務災害補償の審査に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則一一一一（公務災害補償の審査に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則一一一一（公務災害補償の審査に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(審査の請求)	(審査の請求)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。	2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）が記名押印して、正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。
一 (略)	一 (略)
二 審査の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）が災害を受けた職員以外のものであるときは、その氏名、住所、生年月日及びその職員との続柄又は関係	二 請求者が災害を受けた職員以外のものであるときは、その氏名、住所、生年月日及びその職員との続柄又は関係
三〇七 (略)	三〇七 (略)
(裁定)	(裁定)
第十条 (略)	第十条 (略)
2 前項の書面（以下「裁定書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が署名しなければならない。	2 前項の書面（以下「裁定書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が記名押印しなければならない。

一〇三 (略)

一〇三 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則一一一五（職員団体の登録及び法人となる旨の申出に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子

三重県人事委員会規則一一一五（職員団体の登録及び法人となる旨の申出に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則一一一五（職員団体の登録及び法人となる旨の申出に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「④」を削る。

第二号様式から第五号様式までの規定中「④」を削る。

第六号様式から第八号様式までの規定中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「④」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**人事
教育
委員会規則**

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

**三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第三号**

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等）	（一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等）
第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、条例第九条、昭和三十二年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」という。）については、所属の市町の教育委員会を経由の上）に提出しなければならない。ただし、任期を定めて任用される職員のうち、在職期間が一年以下の者にあつては、第二号に掲げ	第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、条例第九条、昭和三十二年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」という。）については、所属の市町の教育委員会を経由の上）に提出しなければならない。ただし、任期を定めて任用される職員のうち、在職期間が一年以下の者にあつては、第二号に掲げ

<p>る書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五から七まで 削除 八・九十六 (略) 二・三 (略)</p>	<p>る書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 総代者選任届(第三号様式)(公務上による死 亡以外の死亡により退職し条例第三条第一項の 規定を適用される者及び公務上の死亡により退 職し条例第五条の規定を適用される者)うち條 例第一条の一第二項に該当する者)</p> <p>六及び七 削除 八・九十六 (略) 二・三 (略)</p>
---	---

「 第一号様式中 作成者の職名、氏名及び印 を 作成者の職名及び氏名 」に、「作成者の職名、氏名及び印」を「作成者の職名及び氏名」に改める。

第一号様式の一、第一号様式の三、第一号様式の七及び第一号様式の八中「④」を削る。

第一号様式注5中「末尾に本人から次に掲げる事実に相違ない旨の証印を得るものとする。「この履歴書に記載された他に就職のあるなし、他に就職した場合の就職関係については、事実に相違ない。本人 氏名④」」を「本人に対して事実に相違ないかを確認するものとする。」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第三号様式 削除

第七号様式中「教教退手」を「教委退手」に改め、注3を削る。

「 第九号様式中 現 住 所 を 」

現住所	
-----	--

「 現住所及び電話番号 (電話番号) 」に改め、「④」を削る。

第十一号様式の四及び第十二号様式中「④」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県人事委員会規則第四号 三重県教育委員会規則第四号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和二十年三重県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のとおり改める。

別記様式（第19条関係）

特殊勤務実績簿（手当） 給与期間					年 年	月 月	日から 日まで
		職種			氏名		
校長の 確認	直接監督 責任者の 確認	月　　日	勤務時間		日数、夜数、 回数、時間数 又は枚数	勤務の内容	備　考
		月　　日	午　　時　　分　から ・　　　　・　　まで				
		・	・　　から ・　　まで				
		・	・　　から ・　　まで				
		・	・　　から ・　　まで				
		・	・　　から ・　　まで				
		・	・　　から ・　　まで				
		・	・　　から ・　　まで				
日数、夜数、回数、 時間数又は枚数の計				単価	円	手当額	円

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

**三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第五号**

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名印」を「氏名」に、「※認定印」を「※認定」に、「認定印欄」を「認定欄」に、「非該当」の印を押す。」を「非該当」と記入する。に改める。

第二号様式中「印」及び「○」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

**三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第六号**

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「○」を削る。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第12条関係)

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

教育者は必ずしも常に、内なるの一部を發揮することができる。

第3号様式（第13条關係）

2 宿直勤務又は日直勤務命令を変更する場合は、摘要欄で次のように処理する。

校長の確認、代宿目直別職種氏名

摘要欄には、2のほか、執務時間が午前8時30分から午後5時までと定められている日（夜間に授業を行う学校にあつては、執務時間が午後5時から午後9時までと定められている日）の勤務時間を他の日の勤務時間と振り替えた場合には、当該理由その他必要な事項を記載する。

記入する。用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事細則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）に基づき、三重県人事委員会細則六一五一（職員の任用に関する細則）の一部を改正する細則をここに公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子

三重県人事委員会細則六一五一（職員の任用に関する細則）の一部を改正する細則

三重県人事委員会細則六一五一（職員の任用に関する細則）の一部を次のように改正する。

第十一号様式を次のように改める。

第12号様式（第17条関係）

(表)

		第 年 月 日		号
(候補者名) 様		(所在地)		
		(通知者名) 団		
就職についての意向調査				
<p>では、人事委員会からの推薦に基づいて、あなたを下記の職への採用候補者の1人として考えております。参考のため、あらかじめあなたの意向を承知したいので、下の意向調書に記入の上、これを切取り線から離し、本信受領後10日以内に届くよう 課あて送付してください。この調査の回答を怠る場合には、人事委員会にある採用候補者名簿から削除されますから御注意ください。</p> <p>この調書は、単に下記の職への採用についてあなたの意向をお尋ねするためのもので、まだ採用が決定したわけではありませんから、現在勤めている職場を辞めることのないよう御注意ください。</p>				
職名		職級		給料
勤務名	所属名		勤務地	
職務内 容				
(切取り線)				
意向調書				
年 月 日				
(通知者名) 宛て		氏名(自署)		
<p>先に推薦された 職への就職についての意向調査について、下記のとおり回答します。</p> <p>(次の項目のうち該当する項目の□の中に✓印を入れてください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 私は、この職への就職を希望します。 <input type="checkbox"/> 私は、都合により、この職への就職を希望しません。人事委員会の採用候補者名簿から削除されても構いません。 <input type="checkbox"/> 私は、この職への就職を希望しますが、裏面の辞退届を提出しますから、人事委員会の採用候補者名簿からは削除しないで、あらためて推薦してください。 				

(裏)

注 意

- 1 任命権者は、人事委員会から推薦された候補者のうちから適当な人を選択し、採用することができます。選択された候補者にはその旨通知します。就職を希望したにもかかわらず選択されなかった候補者は将来の推薦に備えて、採用候補者名簿に引き続き記載します。
 - 2 採用されるまでは、特に明示された場合のほかは、旅費は各自の負担となります。
 - 3 就職後6ヶ月間は、条件付採用期間で、正式の採用となるためには、その間を良好な成績で勤務することが必要です。

— (切 取 り 線) _____
辭 退 届 年 月 日

(通知者名) 宛て

住 所 _____
氏名 (自署) _____

私は下記に示す時期まで採用を辞退したいので、この旨届け出ます。
(次の項目のうち該当する項目の□の中に✓印を入れてください。)

- 年 月 日まで

次に人事委員会から推薦されるまで

あらためて人事委員会あて通知するまで
辞退の理由

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、三重県人事委員会細則一一一一（公平審理の手続等に関する細則）の一部を改正する細則を以下に公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会細則一一一一（公平審理の手続等に関する細則）の一部を改正する細則

三重県人事委員会細則一一一一（公平審理の手續等に関する細則）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に、「記載し、当該代理人が記名押印すること」を「記載すること」に改め、「⑩」を削る。

第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「⑩」を削る。

第七号様式中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改める。

第八号様式及び第九号様式中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「⑩」を削る。

第十号様式中「⑩」を削る。

第十一号様式中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「⑩」を削る。

第十二号様式中「⑩」を削る。

第十五号様式、第十六号様式、第十九号様式から第二十号様式まで、第二十四号様式及び第二十五号様式中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「⑩」を削る。

第二十七号様式中「⑩」を削る。

第二十九号様式から第三十一号様式までの規定中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「⑩」を削る。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、三重県人事委員会細則一一一一（公務災害補償の審査に関する細則）の一部を改正する細則を以下に公布します。

令和三年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会細則一一一一（公務災害補償の審査に関する細則）の一部を改正する細則

三重県人事委員会細則一一一一（公務災害補償の審査に関する細則）の一部を次のように改正する。

様式一から様式六までの規定中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改め、「⑩」を削る。

様式七の規定中「三重県人事委員会委員長 あて」を「三重県人事委員会委員長 宛て」に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第122号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和3年2月24日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
大里東地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
南牟婁郡紀宝町大里
- 3 区域の土地の表示
南牟婁郡紀宝町大里字松岡 1450 番の一部、1449 番の一部、1449 番 1 の一部、1448 番 1 の一部及び 1448 番 2 の一部の土地

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 1 項の規定に基づき、次の者を軽油引取税に係る特約業者として指定しました。

令和 3 年 2 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 氏名又は名称
株式会社藤村
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県伊勢市御薗町長屋 2177-1
- 3 指定の年月日
令和 3 年 2 月 6 日

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和 3 年 2 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 氏名又は名称
鳥羽石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県鳥羽市鳥羽 4 丁目 1-3
- 3 指定の取消しの年月日
令和 2 年 12 月 31 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

令和 3 年 2 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

認定年月日	一敷地内認定建築物の認定	
	認定年月日	対象区域
令和 3 年 2 月 10 日	平成 3 年 8 月 22 日	伊賀市下柘植字物堂 671 番 3、682 番 3、683 番 3、684 番 2、685 番 1、685 番 2、685 番 3、685 番 4、685 番 5、楯岡字九反坪 38 番 2

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 2 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 2月3日	員弁郡東員町大字山田字赤瓦 2962-1 ほか1筆	員弁郡東員町城山2丁目31-12 有限会社ケアックス 代表取締役 山田佳史
令和3年 2月8日	伊賀市安場字八十刈 1757-35 ほか4筆	大阪府大阪市東住吉区湯里2丁目2-8 サラヤ株式会社 代表取締役社長 更家悠介
令和3年 2月9日	いなべ市員弁町大泉字野中 1280-13	いなべ市大安町石榑東 2962-2 イルマーレⅢ 103 近藤 昂祐
令和3年 2月15日	桑名郡木曽岬町大字中和泉 41-2 ほか2筆	愛知県弥富市子宝2丁目103-5 コンフォーテ ィアA201 小粥一成

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
